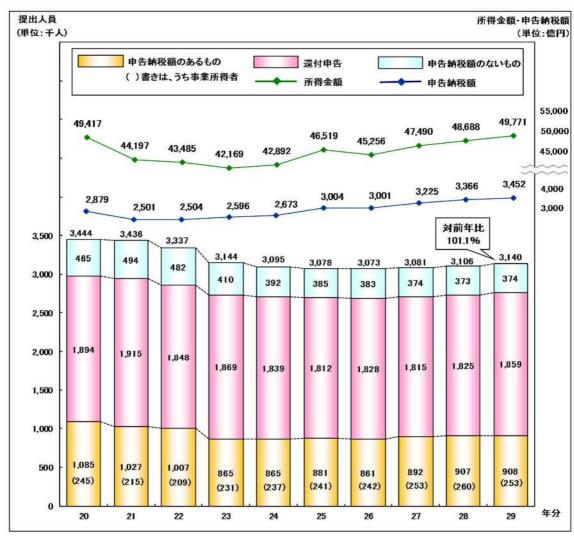
平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について

I 確定申告の状況

1 所得税等の申告状況

(1) 確定申告書の提出状況

=提出人員は314万人で、平成23年分からほぼ横ばいで推移=



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

平成29年分所得税等の確定申告書の提出人員は314万人で、平成28年分(310万6千人)から3万4千人(+1.1%)増加と、平成23年分からほぼ横ばいで推移しています。

このうち、申告納税額がある方(納税人員)は90万8千人で、その所得金額は4兆9,771億円、申告納税額は3,452億円となっており、平成28年分と比較すると、納税人員(+0.1%)、所得金額(+2.2%)及び申告納税額(+2.5%)はいずれも増加しました。

○ 所得者区分別の状況

イ 事業所得者

納税人員は25万3千人で、その所得金額は9,522億円、申告納税額は758億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、納税人員(\triangle 2.8%)、所得金額(\triangle 2.9%)及び申告納税額(\triangle 5.2%)はいずれも減少しました。

口 事業所得者以外

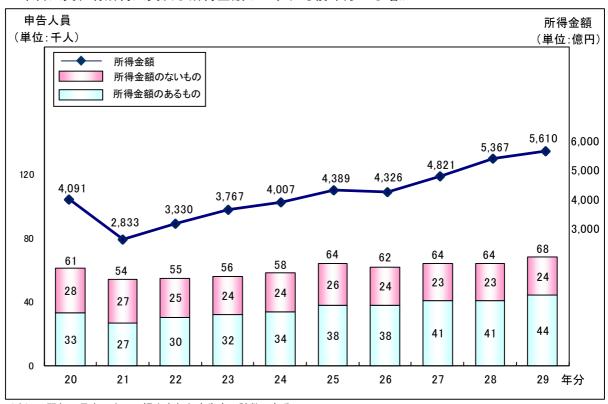
納税人員は65万5千人で、その所得金額は4兆249億円、申告納税額は2,693億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、納税人員(+1.3%)、所得金額(+3.5%) 及び申告納税額(+4.9%) はいずれも増加しました。

(2) 譲渡所得の申告状況

イ 土地等の譲渡所得

=申告人員、有所得人員及び所得金額はいずれも前年分から増加=



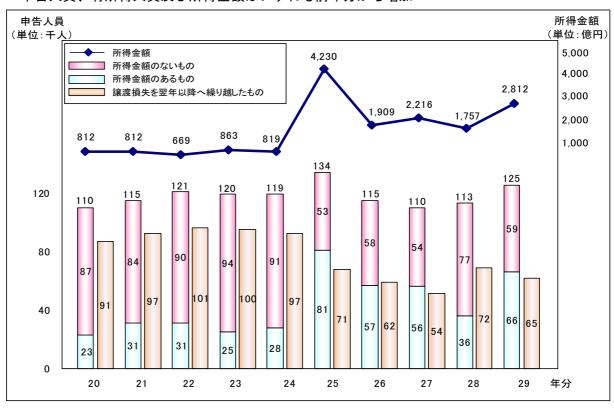
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、土地等の譲渡所得(総合譲渡を含む。)の申告人員は6万8千人です。そのうち、所得金額がある方(有所得人員)は4万4千人で、その所得金額は5,610億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、申告人員(+5.8%)、有所得人員(+5.5%)及び所得金額(+4.5%)はいずれも増加しました。

ロ 株式等の譲渡所得

=申告人員、有所得人員及び所得金額はいずれも前年分から増加=



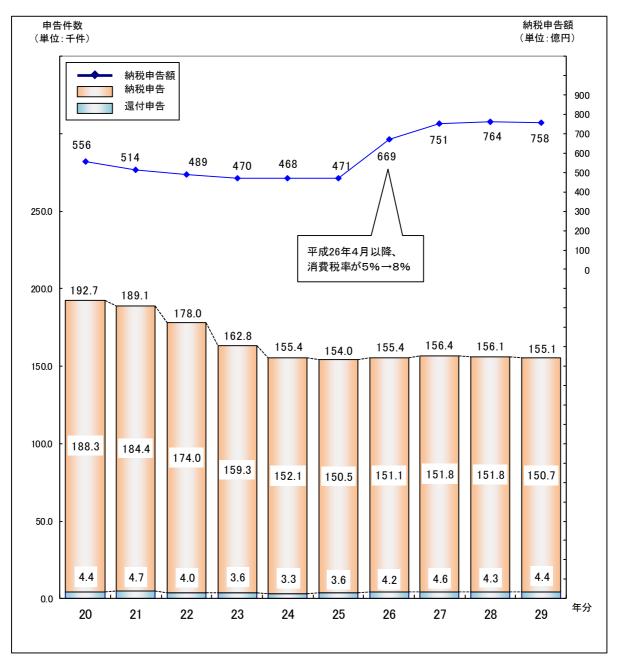
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、株式等の譲渡所得の申告 人員は12万5千人です。そのうち、有所得人員は6万6千人で、 その所得金額は2,812億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、申告人員 (+11.5%)、有所得人員 (+83.4%) 及び所得金額 (+60.0%) はいずれも増加しました。

2 個人事業者の消費税の申告状況

=申告件数は15万5千件で、平成24年分からほぼ横ばいで推移=



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

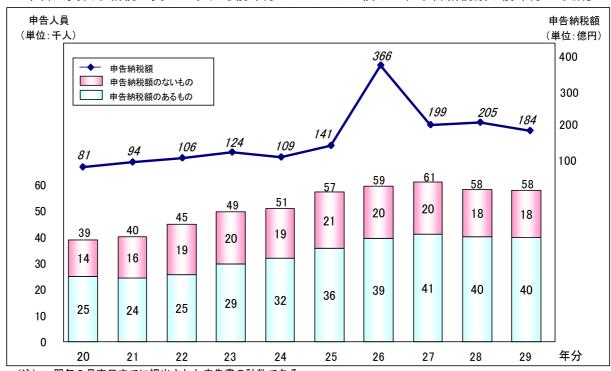
個人事業者の消費税の申告件数は15万5千件であり、納税申告額は758億円となっています。

これを平成 28年分と比較すると、申告件数 ($\triangle 0.6\%$) 及び納税申告額 ($\triangle 0.7\%$) は減少しました。

3 贈与税の申告状況

(1) 贈与税の申告状況

= 申告人員及び納税人員はいずれも前年分に比してほぼ横ばい、申告納税額は前年分から減少=



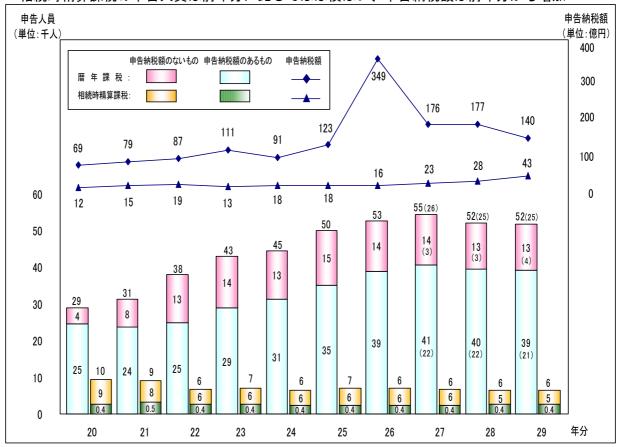
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

贈与税の申告書を提出した人員は5万8千人です。そのうち、申告納税額がある方(納税人員)は4万人であり、その申告納税額は184億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、申告人員(\triangle 0.4%)及び納税人員(\triangle 0.9%)はほぼ横ばいとなっており、申告納税額(\triangle 10.6%)は減少しました。

(2) 暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況

- =暦年課税の申告人員は前年分に比してほぼ横ばい、申告納税額は前年分から減少=
- =相続時精算課税の申告人員は前年分に比してほぼ横ばい、申告納税額は前年分から増加=



- (注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 - 2 平成27年分以降の申告人員グラフのかっこ書は、特例税率に係る贈与の人員である。
 - 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

《暦年課税の申告状況》

暦年課税を適用した申告人員は5万2千人であり、申告納税額は 140億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、申告人員 ($extbf{\Delta}$ 0.5%) はほぼ横ばいとなっており、申告納税額 ($extbf{\Delta}$ 20.7%) は減少しました。

《相続時精算課税の申告状況》

相続時精算課税を適用した申告人員は6千人であり、申告納税額は43億円となっています。

これを平成28年分と比較すると、申告人員(+0.1%)はほぼ横ばいとなっており、申告納税額(+52.6%)は増加しました。

◎ 暦年課税の概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額(110万円)を控除した残額(基礎控除後の課税価格)について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて贈与税額を計算するものです。

○ 一般税率

父母や祖父母などの直系尊属以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。

〇 特例税率

父母や祖父母などの直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

◎ 相続時精算課税の概要

贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は下記の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

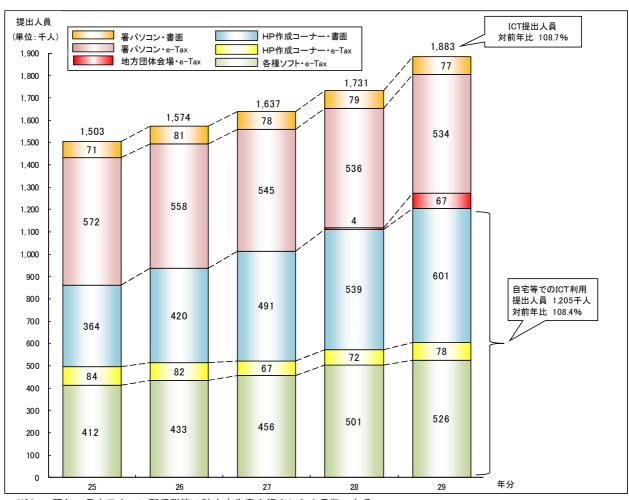
○ 適用要件

- 1 贈与者は60歳以上の者(父母や祖父母など)であること。
- 2 受贈者は20歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫であること。

Ⅱ 各種施策の実施状況

1 ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員の状況

- = I C T を利用した所得税等の確定申告書の提出人員は188万3千人と増加=
- =自宅等からの I C T を利用した確定申告書の提出人員は 1 2 0 万 5 千人と増加=



(注) 翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員数である。

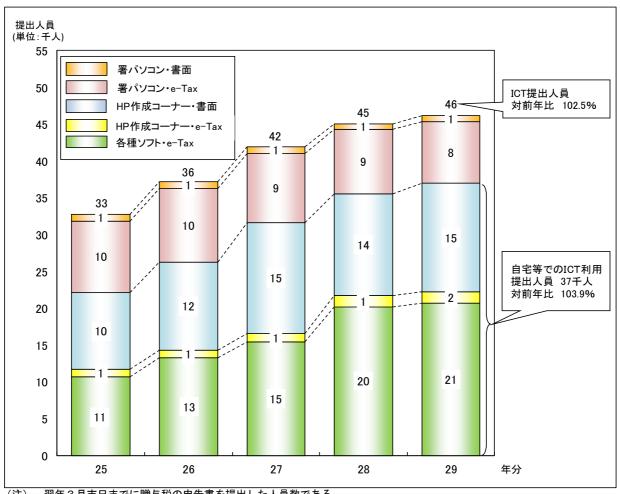
ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は188万3千人で、平成28年分(173万1千人)から15万2千人(+8.7%)増加しました。

《自宅等からのICTを利用した申告》

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーなど、ICTを利用して自宅等から所得税等の確定申告書を提出した人員は、120万5千人(+8.4%)と増加しました。

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員の状況 2

- =ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は4万6千人と増加=
- =自宅等からのICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は3万7千人と増加=



(注) 翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員数である。

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は4万6千人で、平成 28年分(4万5千人)から1千人(+2.5%)増加しました。

《自宅等からのICTを利用した申告》

ICTを利用して自宅等から贈与税の申告書を提出した人員は、3万 7千人(+3.9%)と増加しました。

〇 参考資料

(表1)所得税等の確定申告書の提出状況の推移

		25年	F分	26年	₣分	27年	F分	28年	₣分	29年	<u>: 十人)</u> F分
	± # 4± 7¥ 5±	(,10)		(• 0 0)		(, 0, 0)		(, 1.0)		(.0.1)	
関東	申告納税額 のあるもの	(+1.8)	881	(▲2.2)	861	(+3.6)	892	(+1.6)	907	(+0.1)	908
信越	還付申告	(▲1.5)	1,812	(+0.9)	1,828	(▲0.7)	1,815	(+0.6)	1,825	(+1.8)	1,859
国税	申告納税額のないもの	(▲1.6)	385	(▲0.5)	383	(▲2.4)	374	(▲0.1)	373	(+0.2)	374
局計	———— 計	(▲0.6)		(▲0.2)		(+0.3)		(+0.8)		(+1.1)	
- FI		(+1.3)	3,078	(▲1.9)	3,073	(+3.8)	3,081	(+2.4)	3,106	(+0.7)	3,140
	申告納税額 のあるもの	,	130		128	, ,	133		136	, ,	137
茨 城	還付申告	(▲0.7)	296	(+0.2)	297	(▲0.4)	295	(+0.5)	297	(+1.0)	300
県	申告納税額 のないもの	(▲0.7)	59	(▲1.3)	58	(▲2.4)	57	(▲1.4)	56	(+0.7)	56
	計	(▲0.2)	485	(▲0.5)	483	(+0.4)	485	(+0.8)	489	(+0.9)	493
	申告納税額	(+1.1)		(▲4.8)		(+4.6)		(+2.6)		(+0.9)	
	のあるもの	(▲1.1)	90	(+2.1)	86	(▲1.8)	90	(▲0.2)	92	(+1.1)	93
栃	還付申告	(- 1.1)	184	(12.1)	188	(=1.0)	185	(=0.2)	184	(1.1)	186
木県	申告納税額 のないもの	(▲2.1)	40	(+0.7)	41	(▲3.0)	40	(+0.0)	40	(+0.2)	40
	計	(▲0.6)	315	(▲0.1)	315	(▲0.2)	314	(+0.6)	316	(+0.9)	319
	申告納税額	(+2.2)	313	(▲1.2)	313	(+3.5)	314	(+1.1)	310	(+0.1)	313
	のあるもの	(▲2.6)	94	(+0.2)	93	(A O E)	96	(▲0.4)	97	(+1.4)	98
群	還付申告	(2.0)	176	(+0.3)	176	(▲0.5)	176	(40.4)	175	(+1.4)	177
馬県	申告納税額のないもの	(▲2.1)	45	(▲1.5)	45	(▲4.0)	43	(+0.0)	43	(+0.1)	43
	計	(▲1.1)		(▲0.4)		(+0.2)		(+0.1)		(+0.8)	
		(+3.0)	315	(▲0.8)	314	(+3.0)	315	(+0.8)	315	(+1.2)	318
	申告納税額 のあるもの	(13.0)	351	(=0.6)	348	(+3.0)	359	(10.6)	362	(+1.2)	366
埼	還付申告	(1 .4)	709	(+1.0)	716	(▲0.4)	714	(+1.9)	727	(+2.5)	745
玉県	申告納税額	(▲1.4)		(▲0.8)		(▲0.9)		(+1.1)		(+0.2)	
, N	のないもの	(▲0.2)	136	(+0.3)	135	(+0.6)	133	(+1.5)	135	(+1.9)	135
	計	(=0.2)	1,196	(10.3)	1,199	(10.0)	1,206	(1.0)	1,223	(1.3)	1,246
	申告納税額	(▲0.4)	107	(▲ 7.3)	100	(+4.5)	104	(+4.2)	100	(▲3.4)	105
新	のあるもの 還付申告	(▲1.4)	107	(+0.8)	100	(▲1.8)	104	(▲2.3)	109	(+0.6)	105
潟県	申告納税額	(▲2.2)	232	(+0.8)	234	(▲3.4)	230	(▲2.9)	224	(▲0.0)	226
不	のないもの	(A 1 0 \	55	(A 1 A \	55	(A O 4 \	53	(A00)	52	(A O 6)	52
	計	(▲1.2)	394	(▲1.4)	389	(▲0.4)	387	(▲0.6)	385	(▲0.6)	382
	申告納税額 のあるもの	(+1.3)	107	(▲0.8)	106	(+3.7)	110	(+0.6)	111	(▲1.3)	109
長	還付申告	(▲1.9)	215	(+0.9)	217	(▲0.4)	216	(+1.0)	218	(+2.9)	224
野県	申告納税額	(▲2.1)		(▲0.6)		(▲3.6)		(+0.6)		(+0.1)	
	のないもの	(▲1.1)	50	(+0.2)	50	(+0.3)	48	(+0.8)	48	(+1.3)	48
	計	ĺ	372	,	373	,	374	·	377		382

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、前年からの増減率である。

(表2)所得税等の納税人員の申告状況の推移

(単位:千人、億円)

		25年分	}	26年	 €分	27:	 年分	28	····································		年分
BB					-						. , ,
関東	納税人員	(+1.8)	004	(▲2.2)	004	(+3.6)	200	(+1.6)		(+0.1)	
信		(+8.5)	881	(▲2.7)	861	(+4.9)	892	(+2.5)	907	(+2.2)	908
越国	所得金額		519	,	45,256	`,	47,490	l` '	48,688		49,771
税		(+12.4)		(▲0.1)		(+7.5)	77,730	(+4.4)	40,000	(+2.5)	43,771
局 計	申告納税額		.004	(=0.1)	3,001	(7.07	3.225	l` '	3,366	(12.0)	3,452
н.	41-57 1 🗆	(+1.3)	<u> </u>	(▲1.9)		(+3.8)	,	(+2.4)		(+0.7)	,
	納税人員		130		128		133		136		137
茨	記得人類	(+6.3)		(▲0.7)		(+4.9)		(+2.7)		(+2.6)	
城 県	所得金額	6,	,544		6,496		6,813		6,995		7,178
	申告納税額	(+11.3)		(+2.1)		(+7.4)		(+4.8)		(+2.6)	
	1. 口 44.170 08		410		418		450		471		484
	納税人員	(+1.1)		(▲4.8)		(+4.6)		(+2.6)		(+0.9)	
栃			90	(,)	86		90	(>	92		93
木	所得金額	(+8.1)		(▲5.7)	4 505	(+4.4)	4 700	(+3.6)	4004	(+0.9)	4044
県			,796	(A 0 0)	4,525	(7)	4,726		4,894		4,941
	申告納稅額	(+13.6)	288	(▲3.2)	279	(+5.7)	295	(+7.0)	316	(A 2.0)	
		(+2.2)	200	(▲1.2)		(+3.5)	290	(+1.1)	310	(+0.1)	310
	納税人員	(12.2)	94	(-1.2)	93	(13.3)	96	(* 1.1)	97	(10.1)	98
群		(+11.3)		(▲2.4)		(+3.4)		(+1.4)		(+2.9)	
馬県	所得金額		976	(— <u>=</u> : .,	4,857	(0.1,	5,022	l` '	5,092	, ,	5,239
ѫ	4_	(+17.4)		(+2.2)		(+4.8)		(+2.3)	<u> </u>	(+2.7)	· ·
	申告納税額		295		301		315		323		331
	納税人員	(+3.0)		(8.0▲)		(+3.0)		(+0.8)		(+1.2)	
	初仇人 貝		351		348		359		362		366
埼 玉	所得金額	(+9.2)		(▲3.1)		(+6.1)		(+2.2)		(+3.3)	
県	111日亚鼠	20,	,402				20,963		21,423		22,138
	申告納税額	(+11.3)		(▲2.3)		(+9.8)		(+4.1)		(+3.8)	
			,496		1,461	-	1,605		1,671		1,733
	納税人員	(▲0.4)		(▲7.3)		(+4.5)	104	(+4.2)	100	(A 3.4)	
新		(+3.6)	107	(A A G)	100	(+5.0)	104	(_E_4\	109	(10.1)	105
澙	所得金額		.885	(▲4.6)	4,659	(+5.8)	4,928	(+5.4)	5,194	(+0.1)	5,200
県		(+8.3)	,000	(▲0.6)	4,008	(+9.3)	4,320	(+7.4)	5,194	(+2.8)	5,200
	申告納税額		258	(— 0.0)	257	(0.0)	280	(, , , ¬,	301	(2.0)	310
		(+1.3)		(▲0.8)		(+3.7)		(+0.6)	301	(▲1.3)	
	納税人員		107		106		110		111		109
長	ᇎᄱᄼᆓ	(+10.9)		(+0.8)		(+1.7)		(+1.1)		(▲0.3)	
野県	所得金額	4,	,915		4,954		5,038		5,091		5,076
''	申告納税額	(+18.8)		(+10.5)		(▲1.8))	(+1.9)		(▲0.3)	
	中古		258		285		279		285		284

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、前年からの増減率である。
3 申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1)所得税等の主たる所得区分別申告人員

1 関東信越国税局計

	_		確定	由生								平成2		
			人	員	申告納のある		還付	·申告	申告納のない		全体	平成2 納税	8年分 還付	 ゼロ
Н				千人	17030	千人		千人	0,000	千人	%	%	%	%
		合 計		3,140		908		1,859		374	+1.1	+0.1	+1.8	+0.2
	Į.	事業所得者	(16.8)		(27.9)		(6.1)		(43.6)					
		F X// N L		529		253		113		163	▲ 1.1	▲2.8	+2.5	▲0.9
所	7	の他所得者	(83.2)		(72.1)		(93.9)		(56.4)					
得		07 IE//I I I I		2,612		655		1,746		211	+1.6	+1.3	+1.8	+1.0
区		不動産所得者	(6.6)		(15.9)		(0.9)		(12.0)					
分		1 30/2/// 10 日		206		144		18		45	▲0.1	+0.0	+2.9	▲ 1.4
		給与所得者	(46.1)		(38.9)		(55.3)		(17.9)					
別		MI 구기기 다 I		1,448		353		1,028		67	+2.6	+1.4	+2.9	+4.0
内		雑所得者	(27.7)		(12.4)		(35.6)		(25.4)					
訳		↑E171 1寸1日		870		112		662		95	▲1.1	▲ 1.5	▲ 1.2	▲0.1
,		上記以外	(2.8)		(5.0)		(2.0)		(1.1)					
		工品以外		87		45		38		4.2	+19.6	+12.7	+30.6	+8.7

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 茨城県

abla	_											平成2	9年分	
			確定	申告								平成2		
			人	員	申告納のある		還付「	申告	申告糾のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		493		137		300		56	+0.9	+0.7	+1.0	+0.7
	=	事業所得者	(17.3)		(31.0)		(5.1)		(48.6)					
		10000000000000000000000000000000000000		85		42		15		27	▲0.8	▲2.0	+1.4	▲0.3
所		の他所得者	(82.7)		(69.0)		(94.9)		(51.4)					
得	٦	の他別特有		408		94		284		29	+1.2	+1.9	+1.0	+1.6
区		不動産所得者	(5.7)		(14.4)		(0.8)		(11.0)					
分		小助座所付出		28		20		2.3		6.2	+0.5	+1.1	+0.4	▲ 1.3
		給与所得者	(45.5)		(38.1)		(54.2)		(16.9)					
別		や子のはも		224		52		162		9.5	+2.2	+2.4	+2.0	+5.2
内		雑所得者	(29.1)		(11.8)		(38.3)		(22.4)					
訳		↑Œ/기 Iच '⊟		144		16		115		13	▲1.3	▲ 1.6	▲ 1.4	+0.2
["`		上記以外	(2.4)		(4.7)		(1.6)		(1.1)					
		エルタバ		12		6.4		4.8		0.6	+19.1	+11.2	+33.6	+9.0

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

	$\overline{\ \ }$											平成2	9年分	
	•		確定日	售	_							平成2	8年分	
			人	員	申告納のある		還付印	申告	申告納 のない	税額 もの	全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		319		93		186		40	+0.9	+0.9	+1.1	+0.2
	=	事業所得者	(18.6)		(30.1)		(6.6)		(47.3)					
=-		F.X/// II		59		28		12		19	▲0.8	▲2.3	+1.9	▲0.4
所	7	の他所得者	(81.4)		(69.9)		(93.4)		(52.7)					
得		07 IE/// 10 E		260		65		174		21	+1.3	+2.3	+1.0	+0.8
区		不動産所得者	(6.3)		(14.4)		(1.0)		(12.0)					
分		1 20/2///10 0		20		13		1.8		4.7	▲0.2	▲0.8	+3.0	+0.2
		給与所得者	(46.2)		(40.1)		(55.7)		(15.9)					
別		IND STATE		147		37		104		6.3	+2.3	+3.3	+1.8	+3.8
内		雑所得者	(26.4)		(10.7)		(34.8)		(23.7)					
訳		↑Œ/기 Iच '⊟		84		10		65		9.4	▲1.3	+0.0	▲ 1.5	▲ 1.1
		上記以外	(2.6)		(4.7)		(1.8)		(1.1)					
		エルタル		8.3		4.4		3.4		0.4	+18.9	+9.7	+34.9	+9.1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

4 群馬県

abla	_		7# ch r	h.#-								平成2		
			確定 人	P古 員								平成2	8年分	
			<	貝	申告納のある		 還付日	串告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		318		98		177		43	+0.8	+0.1	+1.4	+0.1
	亘	事業所得者	(19.4)		(29.6)		(6.7)		(48.8)					
=-	_	F 未 / /		62		29		12		21	▲ 1.4	▲3.1	+2.2	▲ 1.0
所	Z	の他所得者	(80.6)		(70.4)		(93.3)		(51.2)					
得		어뜨게되게		256		69		165		22	+1.4	+1.5	+1.4	+1.1
区		不動産所得者	(6.9)		(15.3)		(1.0)		(11.7)					
分		1. 剃圧川付日		22		15		1.8		5.0	▲ 1.2	▲ 1.0	+5.5	▲3.9
		給与所得者	(45.2)		(38.7)		(56.0)		(15.4)					
別		MU 구기기 (국업		144		38		99		6.6	+2.6	+1.8	+2.7	+5.9
内		雑所得者	(25.6)		(11.0)		(34.2)		(23.1)					
訳		↑Œ/기 Iच '⊟		81		11		61		10	▲ 1.7	+0.0	▲2.4	+0.4
		上記以外	(2.9)		(5.3)		(2.1)		(1.1)					
		エルタバ		9.4		5.2		3.7		0.5	+18.8	+9.7	+35.8	+11.3

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

5 埼玉県

	_		確定	由生								平成2		
			人	員	申告納	脱額	慢 還付	+生	申告納	税額	全体	平成2	8年分 	 ゼロ
					のある		速刊		のない	もの				
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		1,246		366		745		135	+1.9	+1.2	+2.5	+0.2
	=	事業所得者	(15.2)		(25.7)		(5.9)		(38.2)					
=-	_	本川 151		189		94		44		52	▲0.1	▲ 1.0	+3.1	▲ 1.0
所	Z	の他所得者	(84.8)		(74.3)		(94.1)		(61.8)					
得		어뜨게하다		1,057		272		701		84	+2.2	+2.0	+2.5	+0.9
区		不動産所得者	(7.3)		(18.4)		(0.8)		(13.3)					
分		小助座所付伯		91		67		6.2		18	+0.3	+0.6	+0.5	▲0.9
		給与所得者	(47.3)		(37.8)		(56.8)		(21.2)					
別		MI 구기기 (국업		590		138		423		29	+3.5	+2.1	+3.9	+4.1
内		雑所得者	(27.1)		(12.7)		(34.4)		(26.1)					
訳		↑Œ/기 Iच '⊟		338		47		256		35	▲1.1	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 1.1
		上記以外	(3.0)		(5.4)		(2.1)		(1.2)					
		工品以外		37		20		16		1.6	+21.7	+15.5	+32.0	+9.9

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

6 新潟県

abla	_											平成2	9年分	
			確定日	申告 員								平成2	8年分	
			人	貝	申告納 のある		還付印	申告	申告納 のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		382		105		226		52	▲0.6	▲3.4	+0.6	▲0.0
	3	事業所得者	(17.3)		(27.5)		(6.5)		(44.2)					
ᇎ		F 未 / /		66		29		15		23	▲ 4.0	▲8.5	+1.7	▲ 1.5
所	チ	の他所得者	(82.7)		(72.5)		(93.5)		(55.8)					
得		07 IE/// 10 E		316		76		211		29	+0.1	▲ 1.3	+0.5	+1.2
区		不動産所得者	(5.6)		(12.7)		(1.1)		(10.6)					
分		1 30/2/// 10 1		21		13		2.5		5.5	▲ 1.6	▲2.0	+2.5	▲ 2.2
		給与所得者	(46.4)		(43.1)		(54.9)		(15.9)					
別		MA 구기기 (국업		177		45		124		8.3	+0.4	▲1.8	+1.2	+1.9
内		雑所得者	(28.1)		(12.4)		(35.3)		(28.2)					
訳		↑E1/1 1寸1日		107		13		80		15	▲1.4	▲3.5	▲ 1.7	+2.0
.,		上記以外	(2.6)		(4.3)		(2.2)		(1.1)					
		エルタバ		10.0		4.5		4.9		0.6	+18.7	+13.3	+26.5	+3.9

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

7 長野県

	\		確定申	告								平成2 平成2		
			人	員	申告納のある		還付	申告	申告納のない		全体	納税	還付	ゼロ
				千人		千人		千人		千人	%	%	%	%
		合 計		382		109		224		48	+1.3	▲ 1.3	+2.9	+0.1
	=	事業所得者	(17.6)		(28.1)		(6.6)		(44.3)					
	Ŧ	未川村省		67		31		15		21	▲ 1.5	▲ 4.3	+3.5	▲0.7
所	Z	の他所得者	(82.4)		(71.9)		(93.4)		(55.7)					
得		の他が付出		315		79		209		27	+1.9	▲0.1	+2.8	+0.8
区		不動産所得者	(6.2)		(14.1)		(1.3)		(10.9)					
分		小幼庄川时日		24		15		2.8		5.3	+0.6	▲0.3	+9.2	▲ 1.1
		給与所得者	(43.4)		(38.9)		(51.6)		(15.9)					
別		加予的特色		166		43		116		7.7	+2.7	▲0.1	+3.7	+3.0
内		雑所得者	(30.2)		(14.7)		(38.3)		(27.8)					
訳		↑EI川付出		116		16		86		13	+0.1	▲2.2	+0.5	+0.2
`		上記以外	(2.6)		(4.2)		(2.2)		(1.1)					
		工品以外		10		4.5		5.0		0.5	+15.1	+9.1	+21.9	+8.0

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表3-2)所得税等の主たる所得区分別所得金額等

1 関東信越国税局計

 	$\overline{}$												_ "	成29年分	<u>}</u>	
	`	\	総所得金額					申告組	讷税額	 環付	税額		平	成28年分	}	
			4077113 == 130		納税額	漫句	申告					糸	於所得金額		税	
				のあ	るもの	ACE 1	774						納税	還付	納税	還付
			億P	3	億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計	102,755		49,771		49,799		3,452		1,369	+3.3	+2.2	+4.4	+2.5	▲ 2.3
		事業所得者	(12.7)	(19.1)		(4.8)		(22.0)		(20.6)						
=-		F # / / / / /	13,013		9,522		2,395		758		282	▲ 1.5	▲ 2.9	+3.4	▲5.2	+3.0
所	2	の他所得者	(87.3)	(80.9)		(95.2)		(78.0)		(79.4)						
得		の他の特色	89,742		40,249		47,404		2,693		1,087	+4.0	+3.5	+4.5	+4.9	▲3.6
区		不動産所得者	(7.3)	(14.1)		(0.5)		(22.4)		(0.7)						
分		小别庄川诗名	7,525		7,020		246		772		10	+1.3	+1.2	+7.0	+2.1	+8.7
		給与所得者	(59.1)	(44.0)		(75.1)		(19.4)		(54.2)						
別		MI - FINING E	60,720		21,877		37,382		669		741	+4.2	+2.5	+5.2	+2.6	+3.9
内		雑所得者	(11.5)	(5.2)		(17.9)		(2.4)		(18.6)						
訳		↑E1/1 寸"日	11,828		2,574		8,927		82		255	▲1.2	+1.1	▲ 1.9	+26.2	▲30.2
		上記以外	(9.4)	(17.6)		(1.7)		(33.9)		(6.0)						
		エルタバ	9,669		8,779		849		1,171		82	+12.3	+8.9	+66.0	+7.0	+97.1

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

<u>(表3-2)正誤表</u>

2 茨城県

abla														平	成29年分	}	
	\		総所	得金額					申告納和	逆 変	還付	新女			成28年分		
			140771	14) 375 105		内税額	漫付	申告	-T- 11 11171	儿识	Æ11.	17.08	彩	於所得金額			額
L					のある	るもの	را يح	T II						納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		15,385		7,178		7,736		484		203	+3.1	+2.6	+3.5	+2.6	+4.6
	車	事業所得者	(14.2)		(23.8)		(4.0)		(31.9)		(17.5)						
=-		- 本// IOT日		2,192		1,705		310		154		36	▲0.9	▲ 1.9	+3.4	▲3.2	+0.9
所		の他所得者	(85.8)		(76.2)		(96.0)		(68.1)		(82.5)						
得		어린케터		13,193		5,473		7,425		329		168	+3.8	+4.1	+3.5	+5.6	+5.4
区		不動産所得者	(6.1)		(12.3)		(0.4)		(18.1)		(0.5)						
分		们到庄川诗名		946		879		32		88		1.1	+1.9	+1.9	+3.4	+2.5	▲ 5.8
		給与所得者	(59.0)		(44.4)		(73.4)		(20.1)		(56.5)						
別		MU-ZINI 1978		9,079		3,184		5,680		97		115	+4.1	+3.5	+4.4	+3.1	+3.6
内		雑所得者	(13.1)		(5.3)		(20.7)		(2.2)		(20.5)						
訳		↑E171 寸寸1		2,021		379		1,603		11		42	▲ 1.3	+0.0	▲ 1.6	+21.3	▲0.6
		上記以外	(7.5)		(14.4)		(1.4)		(27.6)		(4.9)						
		エルタバ		1,147		1,031		111		134		10	+13.1	+9.9	+57.8	+8.6	+95.5

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

 	$\overline{}$											平	成29年分	<u>}</u>	
			総所得金額					申告納税額	還付	[†] 税額		平	成28年分	}	
			4077113 == 130		内税額	還付	申告	. —			糸	於所得金額		税	
L				のあ	3 も の	~=13						納税	還付	納税	還付
			億円		億円		億円	億円		億円	%	%	%	%	%
		合 計	10,082		4,941		4,826	310		137	+2.2	+0.9	+3.4	▲2.0	+7.2
	車	事業所得者	(14.4)	(21.9)		(5.1)		(29.2)	(20.6)						
=		FAMINI	1,450		1,081		247	90		28	▲ 1.2	▲ 2.3	+1.8	▲ 4.0	+3.4
所	Z	の他所得者	(85.6)	(78.1)		(94.9)		(70.8)	(79.4)						
得		O) [6])) [4] 日	8,632		3,860		4,579	219		109	+2.8	+1.9	+3.5	▲ 1.2	+8.2
区		不動産所得者	(6.3)	(11.9)		(0.5)		(17.7)	(0.6)						
分		1.到注// 时日	640		590		23	55		0.8	+0.1	▲0.2	+4.4	▲0.2	+2.6
		給与所得者	(61.4)	(48.5)		(75.7)		(24.0)	(54.6)						
別		WH 3777110 H	6,186		2,398		3,654	74		75	+3.8	+3.2	+4.1	+4.0	+3.5
内		雑所得者	(10.6)	(4.5)		(17.1)		(2.2)	(16.8)						
訳		☆Ε171 1寸∵口	1,073		221		823	6.9		23	▲2.2	▲3.4	▲2.0	▲ 40.7	▲ 1.3
		上記以外	(7.3)	(13.2)		(1.6)		(26.9)	(7.4)						
		エルタバ	733		650		78	83		10	+5.0	+0.8	+56.3	▲0.6	+144.7

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

4 群馬県

	_		40 =r 1	'B A 47					- + 41 77 + 7		>== / L < / ->			成29年分 成28年分		
			総所行	导金額	由告約	内税額	.m.,		申告納税額	!	還付税額	-				額
					のあ	るもの	遠付	申告					納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円	億	円	億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		10,124		5,239		4,551	33	1	134	+3.3	+2.9	+4.0	+2.7	+6.2
	重		(14.4)		(20.5)		(5.4)		(26.3)		(21.9)					
=-	7	水川町日		1,454		1,076		244	8	7	29	▲2.7	▲ 4.0	+2.6	▲ 6.9	+4.7
所	Z	の他所得者	(85.6)		(79.5)		(94.6)		(73.7)		(78.1)					
得	٠,	기반기학급		8,670		4,163		4,307	24	4	104	+4.4	+4.9	+4.0	+6.6	+6.6
区		不動産所得者	(6.4)		(11.3)		(0.6)		(13.8)		(0.7)					
分		个到座所特征		647		591		27	4	6	1.0	+0.3	+0.2	+10.2	+1.1	▲2.8
		給与所得者	(59.5)		(46.9)		(75.3)		(23.1)		(54.1)					
別		和子川守石		6,019		2,456		3,428	7	7	72	+4.0	+2.8	+4.8	+0.9	+2.3
内		辨 所 得 文	(10.2)		(4.5)		(16.9)		(2.4)		(16.8)					
訳	雑所得者		1,037		237		768	7.	9	22	▲ 1.5	+4.0	▲3.3	+59.6	+1.1	
1,		上記以外	(9.5)		(16.8)		(1.8)		(34.3)		(6.5)					
		工品以外		967		879		84	11	4	8.6	+18.5	+15.4	+67.5	+10.7	+112.8

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

<u>(表3-2)正誤表</u>

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

5 埼玉県

	$\overline{\ \ }$														成29年分		
		\	総所	得金額					申告網	內税額	還付	税額			成28年分		 -
						納税額	還付	申告					新	%所得金額		税	
L					ഗക	るもの								納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計		45,755		22,138		22,275		1,733		611	+4.3	+3.3	+5.3	+3.8	▲ 11.1
	4	業所得者	(10.8)		(15.9)		(4.6)		(15.5)		(21.2)						
		- */// 10 1		4,948		3,513		1,036		269		129	+0.7	▲0.3	+4.1	▲3.1	+3.1
所		の他所得者	(89.2)		(84.1)		(95.4)		(84.5)		(78.8)						
得	その他別特有		40,807		18,625		21,239		1,464		482	+4.7	+4.1	+5.4	+5.1	▲ 14.2	
区		不動産所得者	(8.8)		(17.2)		(0.4)		(28.4)		(0.7)						
分		-1.到压川时日		4,020		3,814		96		492		4.4	+1.9	+1.9	+7.5	+2.9	+20.4
		給与所得者	(57.9)		(40.2)		(75.9)		(16.2)		(54.7)						
別		44 377113 H		26,493		8,893		16,914		280		334	+5.2	+3.5	+6.1	+3.8	+4.4
内		雑币得老	(11.2)		(5.2)		(17.3)		(2.3)		(17.9)						
訳	維川特伯		5,115		1,145		3,843		39		109	▲0.6	+3.1	▲ 1.6	+53.7	▲50.3	
["`		上記以外	(11.3)		(21.6)		(1.7)		(37.6)		(5.6)						
		그리셨기		5,179		4,773		386		653		34	+10.4	+7.1	+74.6	+5.4	+86.0

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

6 新潟県

	_		()) == (E A)											成29年分 成28年分		
			総所得金額	申告	納税額	環代	申告	申告納利	悦額	還付和	党額		所得金額	Į	税	
┡		$\overline{}$		_	るもの								納税	還付	納税	還付
			億	7	億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
	1	合 計	10,76)	5,200		5,192		310		136	+1.1	+0.1	+2.3	+2.8	+6.9
	重	事業所得者	(13.5)	(19.9)		(5.4)		(23.7)		(21.2)						
	7	- X /// N D	1,45	3	1,036		280		73		29	▲ 5.7	▲8.2	+2.5	▲8.9	+4.4
所	2,	の他所得者	(86.5)	(80.1)		(94.6)		(76.3)		(78.8)						
得	(어린에 하게	9,30	1	4,164		4,911		236		107	+2.3	+2.4	+2.3	+7.1	+7.6
区		不動産所得者	(5.9)	(11.0)		(0.6)		(16.9)		(0.7)						
分		1 郑注//10 日	63)	572		29		52		1.0	▲ 1.1	▲ 1.1	+3.4	▲0.6	+5.5
		給与所得者	(61.2)	(48.7)		(75.2)		(22.9)		(51.4)						
別		MU-7771 NY E	6,58	l l	2,534		3,905		71		70	+1.3	▲ 1.0	+2.9	▲ 1.1	+2.6
内		雑所得者	(11.1)	(4.9)		(17.1)		(2.4)		(19.0)						
訳		↑E1/11 寸"日	1,19	3	254		889		7.3		26	▲3.2	▲3.0	▲3.3	+7.0	+0.1
		上記以外	(8.3)	(15.5)		(1.7)		(34.1)		(7.7)						
		_100//	89	'	805		88		105		10	+22.9	+20.7	+53.2	+18.3	+121.3

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

7 長野県

	_		6W =C 6						+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	ф т	·= /_14	фX			成29年分 成28年分		
			総別1	得金額		内税額 7.1.00	還付	·申告	申告納税	. 額	還付税	額	糸	8所得金額	Į	税	
L					<i>の</i> あ	るもの								納税	還付	納税	還付
				億円		億円		億円		億円		億円	%	%	%	%	%
		合 計		10,649		5,076		5,220	2	284		148	+2.4	▲0.3	+5.1	▲0.3	+6.1
	ᆿ	事業所得者	(14.2)		(21.9)		(5.3)		(29.4)		(20.6)						
_		未川付旧		1,517		1,111		278		83		30	▲ 4.0	▲ 6.3	+3.6	▲ 10.7	+1.7
所	Z	の他所得者	(85.8)		(78.1)		(94.7)		(70.6)		(79.4)						
得		の他の特色		9,132		3,965		4,942	2	200		118	+3.5	+1.5	+5.2	+4.8	+7.3
区		不動産所得者	(6.0)		(11.3)		(0.7)		(14.2)		(0.9)						
分		1、 新座川 付省		642		574		38		40		1.3	+1.2	+0.6	+11.0	+0.6	+3.0
		給与所得者	(59.7)		(47.5)		(72.8)		(24.2)		(51.1)						
別		MI 구기기 (국·日		6,359		2,412		3,802		69		76	+3.7	+0.5	+5.8	+1.4	+5.7
内		雄而得去	(13.0)		(6.7)		(19.2)		(3.3)		(21.8)						
訳	雑 所得者		1,385		338		1,001		9.4		32	▲0.6	▲0.1	▲0.7	+39.4	+2.1	
		上記以外	(7.0)		(12.6)		(1.9)		(29.0)		(5.6)						
		エ記以が		746		641		101		82		8.3	+12.6	+7.3	+62.8	+7.0	+64.9

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

² かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表4-1)土地等の譲渡所得の申告状況

				平成2	8年分			平成2	9年分		-	平成2 平成2		
	\		申告人員	有所得	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得	所得金額	1 人 当たり
			百人	百人	億円	万円	百人	百人	億円	万円	%	%	%	%
関東信	越国	税局計	639	412	5,367	1,304	676	434	5,610	1,292	+5.8	+5.5	+4.5	▲0.9
茨	城	県	98	63	581	926	104	66	582	886	+5.5	+4.6	+0.1	▲ 4.3
栃	木	県	66	43	438	1,018	69	43	436	1,004	+4.4	+0.9	▲0.5	▲ 1.4
群	馬	県	73	51	446	881	77	53	469	882	+4.2	+5.1	+5.1	+0.0
埼	玉	県	258	168	3,246	1,934	276	179	3,429	1,912	+7.0	+6.8	+5.6	▲1.1
新	澙	県	71	42	298	703	78	47	330	707	+9.7	+10.2	+10.8	+0.5
長	野	県	72	45	357	792	72	46	364	792	+0.8	+2.0	+2.1	+0.1

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表4-2)株式等の譲渡所得の申告状況

				平成2	 8年分			亚成2	9年分		_	平成2	9年分	
				1 /2.2	0 — 73			1 1902	.0 — /)			平成2	8年分	
			申告人員	有所得人 員	所 得 金 額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 得金額	1 人 当たり	申告人員	有所得人 員	所 得金額	1 人 当たり
			百人	百人	億円	万円	百人	百人	億円	万円	%	%	%	%
関東信	越国:	税局計	722				647				▲10.3			
	C I	1767-9 11	1,125	359	1,757	490	1,255	658	2,812	427	+11.5	+83.4	+60.0	▲ 12.7
茨	城	県	104				96				▲8.0			
	7%	714	159	49	252	516	181	93	408	438	+13.8	+90.8	+62.0	▲15.1
栃	木	県	68				60				▲ 12.2			
1///	<u></u>	π	104	31	113	362	114	59	189	321	+9.7	+87.7	+66.6	▲ 11.2
群	馬	県	70				65				▲ 7.4			
ηн	wa	<i></i>	106	32	202	639	120	61	328	538	+12.7	+90.9	+62.2	▲15.1
埼	玉	県	342				305				▲10.9			
>11]	<u> </u>	714	537	176	765	436	599	318	1,181	371	+11.6	+81.4	+54.5	▲ 14.8
新	澙	県	67				59				▲ 11.2			
利	\Jul	까	107	35	270	781	117	62	441	712	+9.3	+79.4	+63.4	▲8.9
長	野	県	71				63				▲ 11.1			
(注)1			112	37	155	423	124	65	265	408	+10.5	+76.7	+70.8	▲3.4

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越したものの計数である。

² 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表5)個人事業者の消費税の申告状況

			平成28年分			平成29年分			平成29年分 平成28年分	
		申告件数	税額	1件当たり	申告件数	税額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
関東信	納税申告	千件 (97.3)	億F 外 206	万円	千件 (97.2)	億円 外 204	万円	%	%	%
超	柳枕中古	152	764	50	151	758	50	▲0.7	▲0.7	▲0.0
越国税!	還付申告	(2.7)	外 10.6 40	93	(2.8)	外 11.5 43	97	+2.9	+7.5	+4.5
局計	計	156	_	_	155	_	_	▲0.6	_	_
. 1,1	納税申告	(97.3) 28	外 41 152	2 55	(97.3) 28	外 41 153	56	▲0.6	+0.5	+1.1
茨 城 県	還付申告	(2.7)	外 1.7 6.5	5 85	(2.7) 0.8	外 2.0 7.3	94	+1.7	+13.2	+11.3
<i>,</i> , ,	計	29	_	_	28	_	_	▲0.6	ı	1
1-	納税申告	(97.1) 17	外 21 79	47	(97.0) 17	外 21 79	47	▲0.2	▲0.1	+0.1
栃木県	還付申告	(2.9) 0.5	外 0.9 3.3	66	(3.0)	外 1.2 4.6	88	+3.6	+37.9	+33.1
ж	計	17	_	_	17	_	_	▲0.1	_	_
_,,	納税申告	(97.1) 18	外 24 89	49	(97.2) 18	外 23 86	48	▲0.8	▲2.7	▲1.9
群馬県	還付申告	(2.9) 0.5	外 1.2 4.5	82	(2.8)	外 1.1 3.9	75	▲ 4.9	▲12.4	▲ 7.8
X	計	19	_	_	18	_	_	▲0.9	_	_
	納税申告	(97.1) 50	外 70 258	52	(97.1) 49	外 70 258	52	▲0.5	▲0.0	+0.5
埼 玉 県	還付申告	(2.9) 1.5	外 5.4 20	138	(2.9) 1.5	外 5.6 21	139	+2.5	+3.1	+0.6
)K	計	51	_	_	51	_	_	▲0.4	_	_
4	納税申告	(97.8) 20	外 25 94	47	(97.5) 20	外 25 92	47	▲2.9	▲2.8	+0.1
新潟県	還付申告	(2.2) 0.5	外 0.6 2.3	50	(2.5) 0.5	外 0.8 3.0	58	+10.4	+28.0	+16.0
, AT	計	21	_	_	20	_	_	▲2.6	_	_
	納税申告	(97.4) 19	外 24 91	47	(97.2) 19	外 24 90	46	+0.8	▲1.2	▲1.9
長野県	還付申告	(2.6) 0.5	外 0.8 2.8	55	(2.8)	外 0.8 3.0	54	+6.4	+4.6	▲1.7
示	計	20	_	_	20	_	_	+0.9	_	_
(; +)1	平成28年分は翌		ᅲᄼᄼ	12年4日0日ナベル		まの計粉でもで				

⁽注)1 平成28年分は翌年3月末日まで、平成29年分は翌年4月2日までに提出された申告書の計数である。 2 外書は、地方消費税である。 3 かっこ書は、計に対する割合(構成比)である。

(表6)贈与税の申告状況

			平成2	8年分			平成2	.9年分		_	平成2 平成2		
		申告人員	納税人員	申告	1 人	申告人員	納税人員	申告	1 人	申告人員	<u>平成2</u> 納 税 人 員	申告	1 人
		7 頁 百人	百人	納税額 百万円	当たり 万円	万万百人	百人	納税額 百万円	当たり 万円	八 页	%	納税額 %	当たり %
関東	暦年課税	522	395	17,713	45	519	392	14,041	36	▲0.5	▲0.9	▲ 20.7	▲20.0
信越	特例税率	249	215			249	215			▲0.2	▲0.4		
国税	一般税率	272	180			270	177			▲0.8	▲ 1.5		
局計	相続時精算課税	58	4.1	2,834	700	58	4.1	4,325	1,068	+0.1	+0.0	+52.6	+52.6
āT	計	580	399	20,547	51	577	396	18,366	46	▲0.4	▲0.9	▲10.6	▲9.8
	暦年課税	68	50	1,945	39	68	51	1,940	38	+0.9	+1.5	▲0.2	▲1.7
茨	特例税率	33	28			33	28			+0.8	+1.3		
茨 城 県	一般税率	35	22			35	23			+0.9	+1.8		
)K	相続時精算課税	12	0.6	404	642	12	0.5	335	632	▲2.1	▲15.9	▲ 17.1	▲ 1.5
	計	80	51	2,349	46	80	52	2,275	44	+0.4	+1.3	▲3.1	▲ 4.4
	暦年課税	50	39	2,019	52	49	37	1,071	29	▲3.0	▲3.7	▲46.9	▲ 44.9
栃	特例税率	24	21			24	20			▲2.1	▲3.5		
木県	一般税率	26	18			25	17			▲3.8	▲3.8		
	相続時精算課税	7	0.4	197	480	7	0.3	188	552	▲9.6	▲ 17.1	▲ 4.6	+15.0
	計	58	39	2,216	57	56	38	1,259	34	▲3.8	▲3.8	▲43.2	▲40.9
	暦年課税 	51	39	2,316	60	48	36	1,639	46	▲4.5	▲6.8	▲29.2	▲24.0
群	特例税率	23	20			23	19			▲2.7	▲4.0		
馬県	一般税率	28	19			26	17			▲6.1	▲9.9		
	相続時精算課税	6	0.4	296	741	6	0.4	254	706	▲0.3	▲10.0	▲14.2	▲ 4.7
	計	57	39	2,613	67	55	36	1,894	52	▲4.1	▲ 6.9	▲27.5	▲22.2
	暦年課税	239	181	7,884	43	240	183	6,363	35	+0.6	+0.7	▲19.3	▲19.9
埼	特例税率	118	103			119	103			+0.4	+0.5		
玉県	一般税率	121	79			121	79			+0.7	+0.9		
<i>-</i> 10	相続時精算課税	19	1.7	1,089	629	20	2.1	1,786	842	+5.7	+22.5	+64.0	+33.9
	計	257	183	8,973	49	260	185	8,148	44	+0.9	+0.9	▲9.2	▲10.0
	暦年課税	57	44	1,998	45	56	43	1,512	35	▲1.7	▲2.5	▲24.3	▲22.4
新	特例税率	26	23			26	22			▲1.1	▲1.4		
潟県	一般税率	31	22			30	21			▲2.2	▲3.6		
	相続時精算課税	8	0.4	339	848	8	0.3	110	334	▲3.9	▲ 17.5	▲67.5	▲60.6
	計	65	45	2,337	52	64	44	1,623	37	▲2.0	▲2.6	▲30.6	▲28.7
	暦年課税	57	42	1,551	37	58	42	1,515	36	+0.4	▲ 1.5	▲2.3	▲0.8
長	特例税率	25	21			25	21			+0.9	▲0.1		/
野県	一般税率	33	21			33	21			+0.1	▲2.8		
	相続時精算課税	6	0.5	509	1,061	6	0.4	1,653	4,467	+5.2	▲22.9	+224.4	+320.9
(注)1	計 両年分とも翌年3	63	43	2,060	48	64	42	3,168	76	+0.9	▲ 1.7	+53.8	+56.4

⁽注)1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。 2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。 3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

(表6-付)住宅取得等資金の非課税の申告状況

			平成28年分				平成29年分			_	平成29年分 平成28年分	_
	申人	告員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申人	告員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額	申人	告員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用を受けた金額
関東信越国税局計		百人 84	百万円 72,055	百万円 66,039		百人 84	百万円 69,829	百万円 64,037		% ▲ 0.1	% ▲ 3.1	% ▲ 3.0
茨城県		11	9,940	9,099		11	9,598	8,792		▲ 1.6		
栃木県		7	6,101	5,573		7	5,965	5,419		+2.2	▲2.2	▲2.8
群馬県		8	6,899	6,390		8	6,139	5,712		▲ 7.7	▲ 11.0	▲10.6
埼玉県		38	33,342	30,397		39	32,079	29,245		+0.2	▲3.8	▲3.8
新潟県		9	7,230	6,662		8	6,856	6,327		▲3.9	▲ 5.2	▲ 5.0
長野県		10	8,543	7,917		11	9,192	8,542		+7.7	+7.6	+7.9

⁽注) 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7)ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員

1 関東信越国税局計

(単位:千人)

											·· 1 八/
		平成2	5年分	平成2	6年分	平成2	7年分	平成2	8年分	平成2	9年分
	確定申告人員		3,078		3,073		3,081		3,106		3,140
	TOTAL B	(48.8%)		(51.2%)		(53.1%)		(55.8%)		(59.9%)	
	ICT利用人員		1,503		1,574		1,637		1,731		1,883
	自宅等でのICT利用	(27.9%)		(30.4%)		(32.9%)		(35.8%)		(38.4%)	
	日七寺での几日利用		860		935		1,014		1,112		1,205
	各種ソフト・eーTax		412		433		456		501		526
	HP作成コーナー・eーTax		84		82		67		72		78
	HP作成コーナー・書面		364		420		491		539		601
4.	也方団体会場・eーTax							(0.1%)		(2.1%)	
1 1	也万凹体云场•e─ lax		_		_		_		4		67
	男子の1011刊中	(20.9%)		(20.8%)		(20.2%)		(19.8%)		(19.5%)	
	署でのICT利用		643		639		623		616		611
	署パソコン・eーTax		572		558		545		536		534
	署パソコン・書面		71		81		78		79		77

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

2 茨城県

					(単位:千人)
	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
確定申告人員	485	483	485	489	493
ICT利用人員	(42.5%) 206	(44.4%)	(46.7%)	(49.1%) 240	(52.2%) 257
自宅等でのICT利用	(24.3%) 118	(27.0%)	(29.7%) 144	(32.4%) 158	(34.4%)
各種ソフト・eーTax	55	58	62	69	72
HP作成コーナー・eーTax	12	12	10	11	12
HP作成コーナー・書面	51	59	72	78	85
地方団体会場·e一Tax	_	_	_	(0.0%)	(0.8%)
署でのICT利用	(18.2%) 88	(17.5%) 84	(17.1%)	(16.7%) 82	(16.9%)
署パソコン・eーTax	83	79	76	75	75
署パソコン・書面	6	6	6	6	8

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

3 栃木県

(単位:千人)

	平成25年分	'n	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分	平成29	
確定申告人員	31	15		315		314		316		319
ICT利用人員	(47.8%)		(49.9%)		(51.7%)		(54.2%)		(64.3%)	
ICI利用人貝	15	50		157		162		171		205
自宅等でのICT利用	(27.1%)		(29.4%)		(31.4%)		(34.7%)		(36.8%)	
日七寺でのに「利用	8	35		92		99		110		118
各種ソフト・eーTax	2	18		50		52		58		60
HP作成コーナー・eーTax		8		8		7		7		8
HP作成コーナー・書面	2	29		35		40		45		50
地方団体会場•e-Tax							(0.0%)		(8.0%)	
地方回体云场·e一Tax		-		_		_		0		25
署でのICT利用	(20.7%)		(20.5%)		(20.3%)		(19.5%)		(19.5%)	
有でのして利用	6	35		65		64		62		62
署パソコン・eーTax	6	32		60		59		58		58
署パソコン・書面		4		4		4		3		4

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

4 群馬県

	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分	平成29	年分
確定申告人員		315		314		315		315		318
ICT利用人員	(48.7%)		(51.0%)		(53.0%)		(55.3%)		(58.6%)	
101利用人員		154		160		167		174		186
自宅等でのICT利用	(27.6%)		(30.2%)		(32.5%)		(35.0%)		(37.1%)	
日七寺での101利用		87		95		102		110		118
各種ソフト・eーTax		49		52		55		58		60
HP作成コーナー・eーTax	(6		6		5		5		6
HP作成コーナー・書面	ī	32		37		43		47		52
地方団体会場·e-Tax							(0.0%)		(1.3%)	
I □ 地方団体芸場 e lax I □		_		_		_		0		4
異なののエ判甲	(21.0%)		(20.8%)		(20.5%)		(20.3%)		(20.2%)	
署でのICT利用		66		65		65		64		64
署パソコン・eーTax		61		59		58		58		58
署パソコン・書面		5		6		6		6		7

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かつこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

5 埼玉県

(単位:千人)

	平成25年分	入 平成	26年分	平成2	7年分	平成28年分	平成29	9年分
確定申告人員	1,19	16	1,199		1,206	1,223		1,246
ICT利用人員	(53.1%)	(56.19	6)	(58.3%)		(61.5%)	(65.1%)	
ICI利用人貝	63	5	673		704	753		811
自宅等でのICT利用	(29.5%)	(32.29	6)	(34.9%)		(38.1%)	(41.1%)	
日七寺での101利用	35	i3	386		421	466		512
各種ソフト・eーTax	15	3	161		172	192		203
HP作成コーナー・eーTax	3	3	32		25	27		31
HP作成コーナー・書面	16	57	193		224	247		278
地方団体会場・eーTax						(0.3%)	(1.7%)	
□ □ 地方凹降云場·e □ Tax		-	_		_	4		21
署でのICT利用	(23.6%)	(23.99	6)	(23.4%)		(23.1%)	(22.2%)	
者での101利用	28	3	287		282	283		277
署パソコン・eーTax	24	0	237		230	228		229
署パソコン・書面	4	2	50		52	54		48

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

6 新潟県

	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
確定申告人員	394	389	387	385	382
ICT利用人員	(47.4%)	(49.2%)	(49.8%)	(51.8%)	(54.6%)
101利用八頁	187	191	193	200	209
自宅等でのICT利用	(27.7%)	(29.7%)	(31.8%)	(34.4%)	(36.8%)
日七寺での101利用	109	115	123	132	141
各種ソフト・eーTax	51	53	55	59	61
HP作成コーナー・eーTax	14	13	11	12	12
HP作成コーナー・書面	44	49	57	61	67
地方団体会場•e-Tax				(0.0%)	(0.6%)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	-	-	-	0	2
異なのに打印	(19.6%)	(19.5%)	(18.0%)	(17.4%)	(17.3%)
署でのICT利用	77	76	70	67	66
署パソコン・eーTax	69	67	66	64	62
署パソコン・書面	8	9	4	4	4

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

7 長野県

(単位:千人)

		平成25年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分	平成29	年分	
	確定申告人員	372		373		374		377		382	
	ICT利用人員	(45.8%) 170	(47.6%)	178	(49.3%)	185	(51.3%)	194	(56.2%)	215	
	自宅等でのICT利用	(28.9%) 108	(31.2%)	116	(33.4%)	125	(35.9%)	135	(38.3%)	146	
	各種ソフト・eーTax	56		59		61		66		69	
	HP作成コーナー・eーTax	11		10		8		9		9	
	HP作成コーナー・書面	41		47		56		61		68	
地	也方団体会場∙e一Tax	_		_		_	(0.0%)	0	(2.6%)	10	
	署でのICT利用	(16.9%)	(16.5%)		(16.0%)		(15.5%)		(15.3%)		
l I .	者でのして利用	63		61		60	l	58		59	
	署パソコン・eーTax	57		56		54		53		53	
	署パソコン・書面	5		5		6		6		6	

- (注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。
 - 2 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。
 - 3 「地方団体会場・e-Tax」は、平成29年1月から開始された施策である。

(表8)ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

1 関東信越国税局計

(単位:百人)

	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
申告人員	569	592	610	580	577
ICT利用人員	(57.6%) 328	(61.4%)	(68.7%) 419	(77.6%) 450	(79.9%) 461
自宅等でのICT利用	(38.9%) 221	(44.4%)	(51.9%)	(61.3%) 355	(63.9%) 369
各種ソフト・e-Tax	107	132	154	202	207
HP作成コーナー・e−Tax	10	11	12	15	15
HP作成コーナー・書面	104	119	151	138	147
署でのICT利用	(18.7%) 106	(17.0%) 101	(16.8%)	(16.4%) 95	(16.0%) 92
署パソコン・e-Tax	97	91	94	88	84
署パソコン・書面	9	9	9	7	8

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

2 茨城県

(単位:百人)

					(単位:日人)
	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
申告人員	76	78	82	80	80
ICT利用人員	(63.6%) 49	(66.3%) 52	(74.2%)	(82.4%)	(83.8%) 67
自宅等でのICT利用	(35.9%) 27	(43.1%)	(50.7%) 41	(59.3%) 47	(62.3%) 50
各種ソフト・e−Tax	13	15	18	24	25
HP作成コーナー・e−Tax	1	1	1	2	3
HP作成コーナー・書面	13	17	23	21	22
署でのICT利用	(27.8%)	(23.3%)	(23.5%)	(23.1%)	(21.5%)
者でのして利用	21	18	19	18	17
署パソコン・e-Tax	20	17	18	18	16
署パソコン・書面	2	1	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

3 栃木県

(単位:百人)

									(平位.	<u> </u>
		平成25年分	平成26年	分	平成274	∓分	平成284	年分	平成29:	年分
	申告人員	56		59		62		58		56
	ICT利用人員	(64.3%) 36	(65.1%)	38	(69.5%)	43	(79.3%)	46	(84.2%)	47
	自宅等でのICT利用	(42.0%) 24	(44.9%)	26	(49.5%)	31	(60.2%)	35	(65.9%)	37
	各種ソフト・e−Tax	10		14		16		21		20
	HP作成コーナー・e−Tax	1		1		1		1		2
	HP作成コーナー・書面	12		11		13		12		14
	署でのICT利用	(22.3%) 13	(20.2%)	12	(20.0%)	12	(19.1%)	11	(18.3%)	10
I	署パソコン・e-Tax	12		11		11		10		9
	署パソコン・書面	1		1		1		1		1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

4 群馬県

(単位:百人)

	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
申告人員	55	57	59	57	55
ICT利用人員	(62.8%) 34	(62.6%)	(74.0%)	(78.1%) 44	(81.9%) 45
目宅等でのICT利用	(42.6%) 23	(43.8%)	(54.2%)	(59.3%)	(63.3%) 35
各種ソフト・e−Tax	10	13	14	20	21
HP作成コーナー・e−Tax	1	1	1	2	1
HP作成コーナー・書面	12	11	16	12	12
署でのICT利用	(20.2%)	(18.8%)	(19.8%)	(18.7%)	(18.6%)
	11	11	12	11	10
署パソコン・e-Tax	11	10	11	10	10
署パソコン・書面	0	1	0	0	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。

5 埼玉県

(単位:百人)

	平成25	年分	平成26	年分	平成27	年分	平成28	年分	平成29	年分
申告人員		253		267		271		257		260
ICT利用人員	(53.1%)	134	(57.7%)	154	(66.0%)	179	(76.0%)	195	(78.1%)	203
自宅等でのICT利用	(37.8%)	96	(43.2%)	115	(52.1%)	141	(62.3%)	160	(64.9%)	168
各種ソフト・e-Tax		47		58		68		89		93
HP作成コーナー・e−Tax		5		5		5		6		7
HP作成コーナー・書面		44		52		68		65		69
署でのICT利用	(15.3%)	39	(14.5%)	39	(13.9%)	38	(13.6%)	35	(13.2%)	34
署パソコン・e-Tax		34		34		34		32		30
署パソコン・書面		4		4		4		3		4

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。

6 新潟県

(単位:百人)

					(单位.日人)
	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
申告人員	64	66	67	65	64
 ICT利用人員	(53.2%) 34	(59.2%)	(64.9%)	(75.2%) 49	(77.4%) 49
自宅等でのICT利用	(37.0%) 24	(43.7%)	(49.2%)	(59.4%)	(61.6%)
各種ソフト・e-Tax	12	16	18	23	23
HP作成コーナー・e−Tax	1	1	1	2	1
HP作成コーナー・書面	11	12	14	14	15
署でのICT利用	(16.2%) 10	(15.5%) 10	(15.8%) 11	(15.9%) 10	(15.8%) 10
署パソコン・e−Tax	9	9	9	9	9
署パソコン・書面	1	1	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。 2 かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

7 長野県

(単位:百人)

					(単位:日人)
	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分
申告人員	65	65	70	63	64
ICT利用人員	(62.4%) 40	(68.5%)	(71.4%) 50	(79.1%) 50	(79.4%) 50
自宅等でのICT利用	(42.9%) 28	(51.6%)	(55.5%)	(64.0%)	(63.4%) 40
各種ソフト・e-Tax	14	17	19	25	24
HP作成コーナー・e-Tax	1	1	1	2	2
HP作成コーナー・書面	12	16	18	14	15
署でのICT利用	(19.4%)	(16.9%)	(15.9%)	(15.1%)	(16.0%)
署パソコン・e-Tax	12	10	10	9	9
署パソコン・書面	1	1	1	1	1

⁽注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。

² かつこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

² かっこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9)閉庁日における申告相談等の状況(所得税等)

		3	平成2	8年分			平成2	9年	分		9年分 8年分
		相談件	数		書数	相談作	牛数	申収	告 書 受 件 数	相談件数	申 告 書 収受件数
関東	1回目	(51.7%)	百件	百	件	(50.4%)	百件		百件	%	%
信越	(29年分:2月18日)		126	20	5		119		199	▲ 5.5	▲2.7
国税	2回目 (29年分:2月25日)	(48.3%)	118	19	- 1	(49.6%)	117		188	▲0.6	▲0.6
局計	計		244	39	4		236		388	▲3.1	▲ 1.7
	1回目 (29年分:2月18日)	(51.4%)	18	2	8	(48.0%)	14		22	▲22.9	▲20.5
茨城県	2回目 (29年分:2月25日)	(48.6%)	17	2	4	(52.0%)	15		22	▲ 11.7	▲ 11.8
	計		35	5	2		29		44	▲17.4	▲16.4
11	1回目 (29年分:2月18日)	(51.8%)	9	1	5	(51.0%)	8		15	▲ 5.9	▲3.3
析木県	2回目 (29年分:2月25日)	(48.2%)	8	1	4	(49.0%)	8		13	▲2.9	▲ 1.7
	計		17	2	9		17		28	▲ 4.4	▲2.6
77.7	1回目 (29年分:2月18日)	(49.6%)	10	1	5	(52.6%)	11		17	+12.8	+10.5
群馬県	2回目 (29年分:2月25日)	(50.4%)	10	1	4	(47.4%)	10		15	+0.2	+2.3
	計		19	2	9		20		31	+6.5	+6.5
	1回目 (29年分:2月18日)	(52.0%)	77	12		(50.6%)	75		129	▲2.3	+1.8
埼玉県	2回目 (29年分:2月25日)	(48.0%)	71	12		(49.4%)	73		123	+3.1	+2.6
木	計		148	24	7		149		252	+0.3	+2.2
	1回目 (29年分:2月18日)	(53.7%)	7	1	1	(48.0%)	5		8	▲25.4	▲27.0
新潟	2回目 (29年分:2月25日)	(46.3%)	6		\rightarrow	(52.0%)	6		9	▲6.3	▲10.9
県	計		14		20		11		16	▲16.6	▲19.4
	1回目 (29年分:2月18日)	(49.3%)	5		_	(51.3%)	5		8		▲ 1.6
長野	2回目 (29年分:2月25日)	(50.7%)				(48.7%)				+2.5	
県	計		5		8		5		8	▲ 5.4	▲6.2
(; †) 1	いずれも申告相詞	火生も宝佐	11		7	B스사소	10 =±*h-∞	<u> </u>	16	▲ 1.5	▲3.9

⁽注)1 いずれも申告相談等を実施した全ての署、合同会場全体の計数である。 2 かっこ書は、計に対する割合(構成比)である。

(表10)東日本大震災に係る雑損控除等の適用状況

(単位:百件)

									<u>ТД. ПП/</u>
	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	合計
関東信越国税局計	120.9	689.3	184.3	57.9	17.3	5.0	3.3	2.7	1,080.6
茨城県	76.0	488.0	144.5	46.9	11.4	1.8	0.7	0.5	769.7
栃木県	30.7	122.3	28.8	7.3	1.5	0.9	0.2	0.3	191.9
群馬県	6.2	26.5	2.5	0.6	0.6	0.3	0.3	0.2	37.1
埼玉県	4.1	39.3	5.3	2.2	1.5	1.5	1.4	1.0	56.4
新潟県	0.9	4.8	0.6	0.3	1.4	0.3	0.4	0.3	9.0
長野県	3.1	8.3	2.6	0.6	1.0	0.3	0.3	0.4	16.5

(表11)寄附金控除等の適用状況

1 関東信越国税局計

(単位:百人、億円)

	· 二· 二/(心 i)	
	平成28年分	平成29年分
寄附金控除	254	317
(所得控除)	2,078	2,438
寄附金控除	10	11
(税額控除)	543	577
合計		
口前	2,474	2,858

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 茨城県

(単位:百人、億円)

	\ -	
	平成28年分	平成29年分
寄附金控除	33	44
(所得控除)	293	344
寄附金控除	1.7	1.4
(税額控除)	79	84
合計		
口削	350	405

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

^{2 「}合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

^{2 「}合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

3 栃木県

(単位:百人、億円)

	平成28年分	平成29年分
寄附金控除 (所得控除)	22 171	28 201
寄附金控除 (税額控除)	1.0	0.8
合計	205	235

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

4 群馬県

(単位:百人,億円)

	\ +	· 四 · 日 八 、
	平成28年分	平成29年分
寄附金控除 (所得控除)	26 191	34 219
寄附金控除 (税額控除)	0.9	0.8 53
合計	227	257

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

5 埼玉県

(単位:百人、億円)

	平成28年分	平成29年分
寄附金控除	128	158
(所得控除)	1,066	1,277
寄附金控除	4	6
(税額控除)	249	264
合計		
	1,241	1,462

- (注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。
 - 2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

6 新潟県

(単位:百人、億円)

	_	上・口/八 応 1/
	平成28年分	平成29年分
寄附金控除	20	26
(所得控除)	168	186
寄附金控除	1.0	0.8
(税額控除)	52	55
合計		
口前	208	228

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

2 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適 用があるため、所得控除と税額控除の合計と は一致しない。

7 長野県

(単位:百人、億円)

	平成28年分	平成29年分	
寄附金控除	24	28	
(所得控除)	189	212	
寄附金控除	1.0	1.1	
(税額控除)	69	75	
合計			
DAI	244	272	

⁽注)1 各欄の上段は、控除額の合計である。

^{2 「}合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。